2026年11月26日

各　　位

会社名　株式会社　小　林　洋　行
代表者名　代表取締役社長　細　金　成　光
（コード番号　８７４２　東証スタンダード）
問合せ先　常務取締役　渡　辺　　宏
（ＴＥＬ　03－3664－3511）

# 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （１） | 処分期日 | 2026年12月25日 | | |
| （２） | 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式　　36,000株 | | |
| （３） | 処分価額 | １株につき　　423円 | | |
| （４） | 処分総額 | 15,228,000円 | | |
| （５） | 処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の取締役（注）１<br>当社の従業員<br>当社子会社の取締役<br>当社子会社の執行役員<br>当社子会社の従業員 | ４名<br>１名<br>14名（注）２<br>５名<br>10名 | 7,800株<br>600株<br>18,200株<br>3,400株<br>6,000株 |

（注）１．監査等委員である取締役を除きます。
２．当社子会社の取締役の人数には、当社と当社子会社を兼務している取締役の人数が含まれております。

２．処分の目的及び理由

当社は、2026年５月15日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2026年６月26日開催の第79回定時株主総会において、本議案に基づき、対象取締役に譲渡制限付株式報酬制度により支給される金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえて相当と考えられる金額として、年額30百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の対象取締役４名、当社の従業員１名、当社子会社の取締役（当社と当社子会社を兼務している取締役の人数を含む。）14名、当社子会社の執行役員５名、当社子会社の従業員10名を「割当対象者」として、金銭報酬債権15,228,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式36,000株を割り当てることを決議いたしました。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権に額は、当社グループにおける割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

【本制度の概要等】

本制度において割当対象者は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行または処分を受けます。その１株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と各割当対象者との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）を締結することを条件とし、その内容としては①割当対象者は、一定期間譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式について第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること等が含まれることといたします。

３．本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2026 年 12 月 25 日から 2056 年 12 月 24 日まで

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、各割当対象者は、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができません。

（２）譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、顧問、執行役員及び従業員のうち当社が定める地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において各割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。 ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間中に死亡、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社の取締役会が認める理由により退任した場合、または、本割当契約時に当社または当社子会社の取締役及び執行役員の地位にあった者が監査等委員である取締役または監査役に就任した場合には、当該時点をもって譲渡制限を解除します。

（３）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点または（２）で定める譲渡制限を解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得します。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が東洋証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して東洋証券株式会社との間において「譲渡制限付株式報酬制度により取得される株式に関する取決め」に関する契約を締結しています。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

（5）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

4．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権及び金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である423円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上